

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第七十一条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「若しくは監査法人又は信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第六号の業務を営む信託会社」を「又は監査法人」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第七十二条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第二項中「信託会社」の下に「（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十条第一項の免許を受けた者をいう。）」を加える。

(農住組合法の一部改正)

第七十三条 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(銀行法の一部改正)

第七十四条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第八号を削り、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十二号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら當む会社（従属業務を當む会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の當む業務のためにその業務を當んでいるものに限るものとし、金融関連業務を當む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子

会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも當むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいづれも當むもの(イに掲げるものを除く。)当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものホ、証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ、保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト、信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合

算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものの

第十六条の二第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

第十六条の二第一項第三号の二を同項第四号とし、同条第二項第一号中「第七号」を「第十号」に改め、同項第二号中「又は保険業」を「保険業又は信託業」に改め、同項第六号口中「前項第十号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「前項第十号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第十六条の二第二項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 兼営法第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第十六条の二第四項中「から第八号まで又は第十号」を「から第十一号まで又は第十三号」に改め、同条第七項中「第一項第八号」を「第一項第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

8 銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社」とあるのは、「当該銀行又はその信託子会社等が合算して、当該銀行の子会社」とする。

第十六条の二第一項中「から第四号まで、第八号及び第十号」を「から第六号まで、第十一号及び第十

三号」に改める。

第三十四条第四項中「信託業務を営む他の銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関」に改める。

第五十二条の四第一項中「信託会社」の下に「（信託業法第二条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）」を加える。

第五十二条の二十三第一項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号口中「保険専門関連業務を」の下に「当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務を」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第五十二条の二十三第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 信託専門会社

第五十二条の二十一第一項第一号の二」を同項第三号とし、同条第二項中「から第七号まで若しくは第九号」を「から第十号まで若しくは第十一号」に改め、同条第六項中「第一項第七号」を「第一項第十号」に改める。

第五十二条の二十四第一項中「から第二号まで、第七号及び第九号」を「から第五号まで、第十号及び第十二号」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第八号又は第九号」を「第十一号又は第十二号」に改め、同条第三項第三号中「第七号又は第八号」を「第十号又は第十一号」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第七十五条 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第三号を次のように改める。

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第七十六条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第三項中「（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第三号に規定するものに限る。）」を削る。

第三十一条の三第三項中「（信託業法第五条第一項第二号に規定するものに限る。）」を削る。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第七十七条 商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）」を「信託業法（平成十六年法律第二号）」に改める。

第十八条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第四十八条第二項中「信託会社」の下に「（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）」を加え、「銀行」を「金融機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(信託業法の適用除外)

第四十八条の二 信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第七十八条 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「信託会社」を「信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。）」に改め、同条第六項中「金融機関」の下に「及び第一項の政令で定める信託会社」を加える。

(更生保護事業法の一部改正)

第七十九条 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(保険業法の一部改正)

第八十条 保険業法の一部を次のように改正する。

第七十条第四項中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第十六条第二項」を「信託業法（平成十六年法律第 号）第四十条第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、信託業法第四十条第二項中「合併後の信託会社」とあるのは、「組織変更後の相互通会社」と読み替えるものとする。

第九十九条第六項中「第三条第二項ただし書」を「第十四条第二項ただし書」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 信託業法第十一条（営業保証金）、第二十二条から第三十一条まで（信託業務の委託、信託業務の委託に係る信託会社の責任、信託の引受けに係る行為準則、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の書面交付、信託財産状況報告書の交付、信託会社の忠実義務等、信託財産に係る行為準則、信託の公示の特例及び信託財産に係る債務の相殺）、第四十二条（立入検査等）及び第四十九条（免許等の取消し等の場合の解任手続）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四（損失の補填等）の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

一一一

		<p>第十一條第十項</p>
		<p>第七條第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七條第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六條第一項の規定により第三条の免許若しくは第七條第一項の登録</p>
		<p>保険業法第一百三十三條若しくは第一百三十四条の規定により同法第三条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第三条第一項の免許</p>
第四十九條第一項	第七條第三項の登録の更新をしな	保険業法第一百三十三條又は第一百
第四十一條第二項	第十七條から第十九條までの届出若しくは措置若しくは当該	当該

かつた場合、第四十四条第一項の三十四条の規定により同法第三
規定により第三条の免許を取り消
した場合又は第四十五条第一項の
規定により第七条第一項の登録

第九十九条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 生命保険会社が第二項の規定により引き受けた信託契約の締結の代理又は媒介を第三者に委託する場合には、生命保険会社を信託会社とみなして信託業法第二条第八項（定義）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同章中「所属信託会社」とあるのは「所属生命保険会社」と、同法第七十八条中「第三十四条」とあるのは「保険業法第一百一一条第一項及び第二項」とする。

第一百六条第一項第九号を削り、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号を同項第十三号とし、同項第八号中「第六号」を「第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会

社（第八号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十二 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 銀行専門関連業務、証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいづれも営むもの 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 銀行専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。） 当該

会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 銀行専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（信託子会社等を除く。）

ぐ。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第一百六条第一項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 信託業法第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。次項第八号イにおいて同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

第一百六条第二項第一号中「第八号」を「第十一号」に改め、同項第二号中「又は証券業」を「証券業又は信託業」に改め、同項第六号口中「前項第十一号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「前項第十一号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
第一百六条第二項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務

を営む銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第一百六条第四項中「から第九号まで又は第十一号」を「から第十二号まで又は第十四号」に改め、同条第七項中「第一項第九号」を「第一項第十一号」に改める。

第一百七条第一項中「から第五号まで、第九号及び第十一号」を「から第七号まで、第十二号及び第十四号」に改める。

第一百二十七条第一項第二号中「第九号又は第十号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第一百四十三条第四項を次のように改める。

4 信託業法第四十条第二項（異議を述べた受益者）の規定は、当該事業の譲渡について異議を述べた受

益者がある場合について準用する。この場合において、同項中「合併後の信託会社」とあるのは、「事業譲渡により事業を譲り受けた保険会社」と読み替えるものとする。

第一百七一条第二項中「第十六条第二項」を「第四十条第二項」に改める。

第一百七十三条の九第二項を次のように改める。

2 信託業法第四十条第二項（異議を述べた受益者）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「合併後の信託会社」とあるのは、「分割により事業を承継した保険会社」と読み替えるものとする。

第一百九十九条中「第九項」を「第十項」に、「資本金（相互会社二付テハ基金（保険業法第五十六条ノ基
金償却積立金ヲ含ム）ノ総額）」とあるのは「保険業法第一百九十九条ノ供託金其ノ他ノ内閣府令ニ定ムルモノノ額ノ合計額」を「第一百二十三条若しくは第三百三十四条の規定により同法第三条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第一百七十二条の規定により同法第三条第一項」とあるのは「第一百五条若しくは第二百六条の規定により同法第一百八十五条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第一百七十二条の規定により同法第一百八十五条第一項」と、「第三百三十三条又は第三百三十四条の規定により同法第三

条第一項」とあるのは「第二百五条又は第二百六条の規定により同法第二百八十五条第一項」と、同条第九項中「第二百十一条第一項及び第二項」とあるのは「第二百九十九条において準用する第二百十一条第一項」に改める。

第二百四十条第一項第一号中「第二百十九条第二項」との下に「、第二百九十九条において準用する第二百九十九条第八項中「第二百五条若しくは第二百六条の規定により同法第二百八十五条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第二百八十五条第一項」とあるのは「第二百三十二条若しくは第二百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百三十六条の規定により同法第二百十九条第一項」と、「第二百五条又は第二百六条の規定により同法第二百八十五条第一項」とあるのは「第二百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項」とを加える。

第二百七十二条の二十一第一項中「第十一号」を「第十四号」に改める。

第二百七十二条の二十二第一項中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。